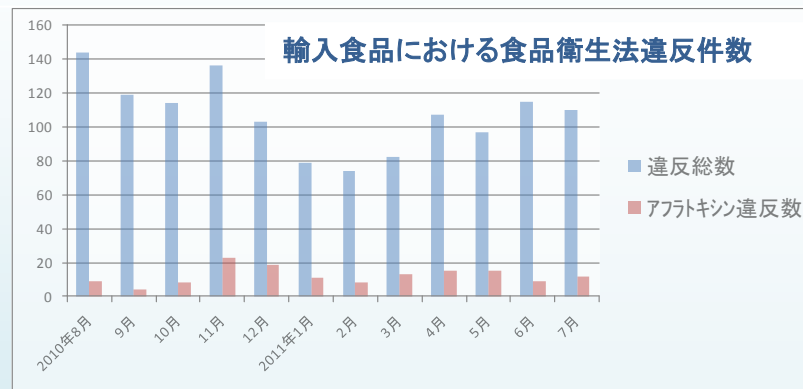


2011年10月1日よりアフラトキシンが総和規制に変更されました

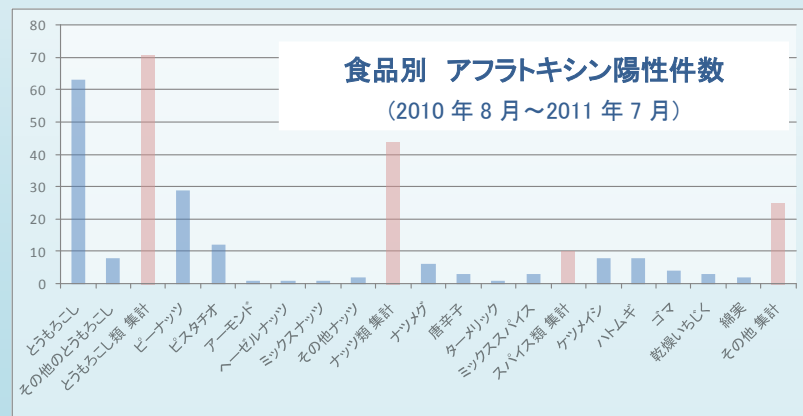
アフラトキシンの規制対象がB₁単独からB₁、B₂、G₁、G₂の総和に変更

平成23年3月31日付け食安発0331第5号にてアフラトキシンの規制対象をB₁のみから、総アフラトキシン（B₁、B₂、G₁、G₂の総和）に変更されました（2011年10月1日適用開始）。

これまで、B₁のみでは10μg/kg未満であったものも、総和では10μg/kgを越えるような事例が増え、違反件数が増えることが予想されます。



輸入食品の食衛法違反の1割はアフラトキシンの違反です。



アフラトキシンは、とうもろこし、ナッツ、スパイスで多く検出されています。

株式会社ハウス食品分析テクノサービス

〒284-0033 千葉県四街道市鷹の台1-4

TEL: 043-237-5676 FAX: 043-237-2912

総アフラトキシン(とうもろこし、ナッツ、スパイスなど)

・検体の必要量: 200g程度*

※通知(平成23年3月31日付け食安発0331第5号)には、食品1粒重量が0.1g以下のもの、及び粉末状のものは1kgを、食品1粒が0.1を越えるものについては5kgをサンプリングし、粉碎均一化することが求められています。これは、ロット(母集団)を代表する(保証する)目的で必要な操作となります。弊社では、サンプリングを実施せず、ご依頼者様で上記のサンプリング及び均一化を行って頂いたものの一部200gを試験試料として頂いております。

ハウス食品分析テクノサービスでは、アフラトキシンの他にもカビ毒分析メニューを取り扱っております。

フモニシン(とうもろこし、小麦など)

パツリン(リンゴ、ブドウなど)

その他の情報は弊社ホームページアドレスでご確認下さい

<http://food-analab.jp/>

House Food Analytical Laboratory Technical Report 35